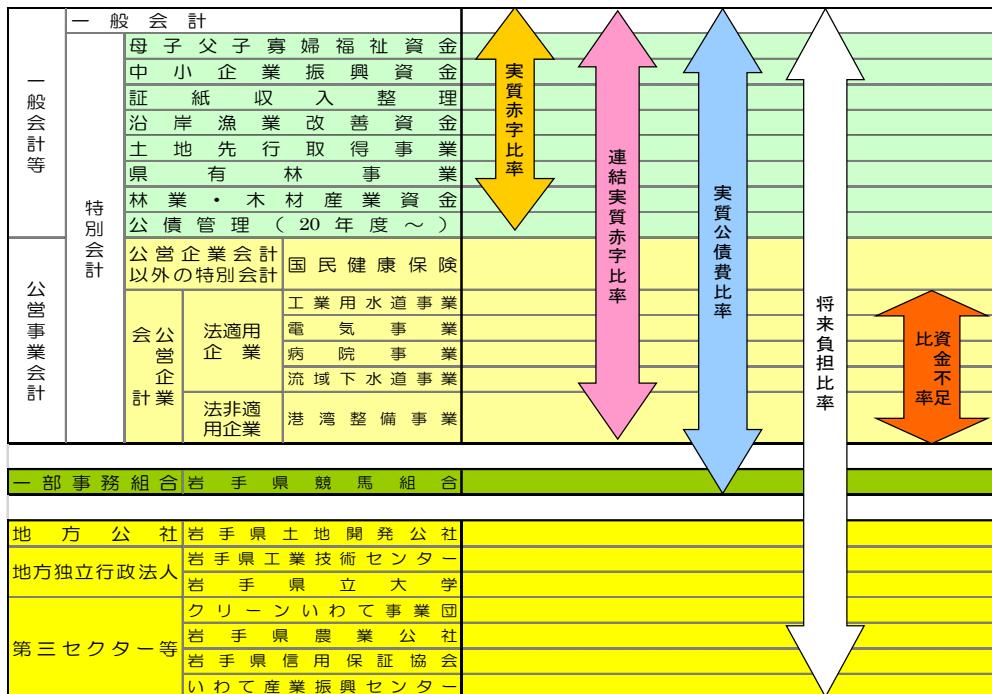


令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

1

健全化判断比率及び資金不足比率の対象



2

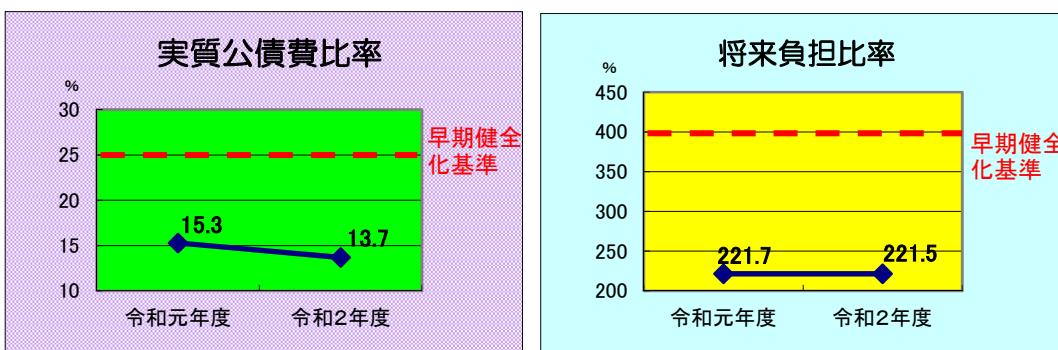
健全化判断比率の状況

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上の場合は「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければならない。

(単位：%)

区分	令和2年度	令和元年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	13.7	15.3	△1.6	25.0	35.0
将来負担比率	221.5	221.7	△0.2	400.0	

- 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないことから算定されない。
- 実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準を下回っている。



3

資金不足比率の状況

各公営企業ごとの資金不足額の、事業規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

会計名	令和2年度	令和元年度	増減	経営健全化基準
港湾整備事業	—	—	—	20.0
県立病院等事業	—	—	—	
電気事業	—	—	—	
工業用水道事業	—	—	—	
流域下水道事業	—	—	—	

- いずれの会計も資金不足額がないことから、資金不足比率は算出されない。

岩監第48号

令和3年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 軽 石 義 則

岩手県監査委員 神 崎 浩 之

岩手県監査委員 寺 沢 剛

岩手県監査委員 沼 田 由 子

令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和2年度岩手県一般会計、特別会計及び公営企業会計等の決算に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

健全化判断比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和2年度の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和2年度	(参 考)			
		令和元年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	%	%	ポイント	%	%
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.00
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.00
実質公債費比率	13.7	15.3	△1.6	25.0	35.0
将来負担比率	221.5	221.7	△0.2	400.0	

- (注) 1 実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額がないことから算定されない。
2 連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額がないことから算定されない。
3 実質公債費比率は、13.7%となっており、前年度に比べ1.6ポイント減少し、早期健全化基準の25.0%を11.3ポイント下回っている。
4 将来負担比率は、221.5%となっており、前年度に比べ0.2ポイント減少し、早期健全化基準の400.0%を178.5ポイント下回っている。

岩監第48号

令和3年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 軽 石 義 則

岩手県監査委員 神 崎 浩 之

岩手県監査委員 寺 沢 剛

岩手県監査委員 沼 田 由 子

令和2年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に
より審査に付された令和2年度決算に基づく岩手県流域下水道事業
会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に
ついて審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度決算に基づく岩手県流域下水道事業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和2年度岩手県流域下水道事業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された資金不足比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和2年度の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和2年度	(参 考)		
		令和元年度	増 減	経営健全化基準
資金不足比率	— %	— %	— ポイント	20.0 %

(注) 資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩監第48号

令和3年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 軽 石 義 則

岩手県監査委員 神 崎 浩 之

岩手県監査委員 寺 沢 剛

岩手県監査委員 沼 田 由 子

令和2年度決算に基づく岩手県港湾整備事業特別会計
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に
より審査に付された令和2年度決算に基づく岩手県港湾整備事業特
別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度決算に基づく岩手県港湾整備事業特別会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和2年度岩手県港湾整備事業特別会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された資金不足比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和2年度の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和2年度	(参 考)		
		令和元年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	— ポイント	20.0 %

(注) 資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩監第48号

令和3年9月10日

岩手県知事 達増拓也様

岩手県監査委員 軽石義則

岩手県監査委員 神崎浩之

岩手県監査委員 寺沢剛

岩手県監査委員 沼田由子

令和2年度決算に基づく岩手県立病院等事業会計
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に
より審査に付された令和2年度決算に基づく岩手県立病院等事業会
計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につ
いて審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度決算に基づく岩手県立病院等事業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和2年度岩手県立病院等事業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された資金不足比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和2年度の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和2年度	(参 考)		
		令和元年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	— ポイント	20.0 %

(注) 資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩監第48号

令和3年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 軽 石 義 則

岩手県監査委員 神 崎 浩 之

岩手県監査委員 寺 沢 剛

岩手県監査委員 沼 田 由 子

令和2年度決算に基づく岩手県電気事業会計

資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度決算に基づく岩手県電気事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度決算に基づく岩手県電気事業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和2年度岩手県電気事業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された資金不足比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和2年度の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和2年度	(参 考)		
		令和元年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	— ポイント	20.0 %

(注) 資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

岩監第48号

令和3年9月10日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

岩手県監査委員 軽 石 義 則

岩手県監査委員 神 崎 浩 之

岩手県監査委員 寺 沢 剛

岩手県監査委員 沼 田 由 子

令和2年度決算に基づく岩手県工業用水道事業会計
資金不足比率審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に
より審査に付された令和2年度決算に基づく岩手県工業用水道事業
会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に
ついて審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和2年度決算に基づく岩手県工業用水道事業会計資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査の対象は、令和2年度岩手県工業用水道事業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

第2 審査の方法

資金不足比率の審査に当たっては、監査委員監査基準に準拠して、知事から提出された資金不足比率及び算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどに主眼を置き、決算書等必要な書類と照合精査して実施した。

第3 審査の結果

審査に付された令和2年度の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	令和2年度	(参 考)		
		令和元年度	増 減	経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	— %	— %	一 ポイント	20.0 %

(注) 資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。